令和　　年　　月　　日

介護老人福祉施設 重要事項説明書

　　　　　　　　　　社会福祉法人　はばたきの里

　　　　　　　　　　　　　　特別養護老人ホーム　第三いこいの園

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 介護保険指定番号　広島市指定　3470209721号

◇◆目次◆◇

|  |
| --- |
| 1. 施設の概要
2. 事業所の職員体制
3. 事業所の設備概要
4. 事業所のサービス内容
5. 施設ご利用にあたっての留意事項
6. サービス料金
7. 利用料、その他の請求及び支払方法
8. 入退所の手続き
9. 身元引受人

１０．連帯保証人１１．緊急時の対応方法１２．虐待防止について１３．身体拘束について１４．衛生管理１５．業務継続計画の策定等について１６．守秘義務１７．事故の対応及び損害賠償１８．サービスに関する苦情・相談 |

１．施設の概要

施設名称　　　　　　　特別養護老人ホーム　第三いこいの園

介護保険指定番号　　　介護老人福祉施設　広島市指定　3470209721号

所在地　　　　　　　　広島市西区己斐上六丁目９３９－１

電話番号・FAX 　　　 ０８２－２７５－００６６・０８２－２７５－００９３

管理者　　　　　　　　三谷　浩文

２．事業所の職員体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　種 | 常勤 | 非常勤 | 合計 |
| 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 |
| 施設長 | １名 |  |  |  | １名 |
| 医師 |  |  |  | １名(嘱託) | １名 |
| 生活相談員 |  | １名 |  |  | １名 |
| 管理栄養士 | １名 |  |  |  | １名 |
| 看護職員 |  | ２名 |  |  | ２名 |
| 介護職員 | １２名 |  |  |  | １２名 |

３．事業所の設備概要

入所定員　３０名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 居室・設備種類 | 室数 | 備考 |
| ２人部屋 | １室 |  |
| ４人部屋 | ７室 |  |
| 合計 | ８室 |  |
| 食堂 | １室 |  |
| 機能訓練室 | １室 | 【主な設置機器】交互牽引滑車運動器、肋木運動器低周波治療器、健康遊歩道 |
| 浴室 | ２室 | 一般浴槽・特殊浴槽 |
| 医務室 | １室 |  |

４．事業所のサービスの内容

|  |  |
| --- | --- |
| 食事 | 管理栄養士の立てる献立により、栄養ならびに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。食事は自立支援のため離床して食事を食堂にてとっていただくことを原則としています。（食事時間）朝食：８：００～９：３０　昼食：１２：００～１３：３０夕食：１７：５０～１９：３０ |
| 入浴 | 寝たきりの方でも週２回、機械浴槽を使用して入浴できます。一般浴利用の方も週２回入浴して頂きます。 |
| 排泄 | 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助をおこないます。 |
| 健康管理 | 嘱託医師、看護師により健康管理をおこないます（毎週）。 |
| 貴重品の　管　理 | 通帳、有価証券、年金証書、印鑑などの管理をおこないます。 |
| その他自立への援助 | * 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
* 生活のリズムを考え、毎朝の着替えを行えるよう配慮します。
* 清潔で快適な生活が送れるよう、援助します。
 |
| 送迎 | 希望により来所困難な方は、入所時の送迎を行います。（外泊をされる場合の送迎は行っておりません。） |
| レクリエーション | 施設行事計画に沿ってレクリエーションを企画します。 |

５．施設ご利用に当たっての留意事項

|  |  |
| --- | --- |
| 面会 | ８：３０～１７：３０　※来訪の方は、その都度申し出てください。 |
| 外出・外泊 | 外出・外泊の場合は事前にお申出下さい。外泊は１か月に６日間を限度とし、外泊を希望する日の７日前までにお申し出ください。 |
| 居室・設備・器具 | 施設、設備を壊したり、汚したり場合には賠償していただく場合があります。 |
| 宗教活動 | 当施設の職員及び入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。 |
| 喫煙 | 喫煙スペース以外での喫煙はできません。 |
| ペット | 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。 |

６．サービス料金

1. ①基本料金 (※１日あたりの利用料目安)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護度 | サービス利用料金 | サービス自己負担額 | 居住費（滞在費） | 食費 | 自己負担額合計 |
| 要介護 １ |  ７，２５２円 | 　　７２６円 | ９１５円 | １，４４５円 | **３，０８６円** |
| 要介護 ２ |  ７，９６２円 | 　　７９７円 | **３，１５７円** |
| 要介護 ３ | ８，７２５円 | 　　８７３円 | **３，２３３円** |
| 要介護 ４ |  ９，４３６円 |  ９４４円 | **３，３０４円** |
| 要介護 ５ | １０，１１５円 | １，０１２円 | **３，３７２円** |

※介護保険利用者負担割合が１割以外の方は、上記サービス自己負担額（１割）に各割合を乗じた料金となります。

②サービス利用料金以外の加算費用

　　　　　・日常生活継続支援加算：認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が６５％以上

　　　　　　　　　　　　　　　　：介護福祉士を利用者６人に対し１名以上配置

　　　 サービス利用料金：３７６円　　サービス自己負担額：　３８円

　　　　　・栄養マネジメント加算：管理栄養士が、継続して入所者ごとの栄養管理を行っ

た場合

 サービス利用料金：１１４円　　 サービス自己負担額：　 １２円

・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

介護福祉施設サービス費（Ⅱ）、日常生活継続支援加算、栄養マネジメント加算

の合計額に１４．０％を乗じた料金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 居住費（滞在費） | 食費 |
| 利用者負担第１段階 | 　　０円 | 　　３００円 |
| 利用者負担第２段階 | ４３０円 | 　　３９０円 |
| 利用者負担第３段階① | ４３０円 | 　　６５０円 |
| 利用者負担第３段階② | ４３０円 | １，３６０円 |
| 利用者負担第４段階 | ９１５円 | １，４４５円 |

　　　③居住費・食費の１日あたりの負担限度額（所得によって負担上限があります）

※　行事・誕生会の食事については１，０００円以内で追加料金を頂きます。

尚、 以下の制度対象者の方は、自己負担額が減額・減免されます。

・ 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置制度

・ 高額介護サービス費制度　・ 生活保護法

・ 被爆者介護保険サービス利用助成制度（サービス自己負担額のみ対象）

・ 介護保険負担限度額認定制度（食費、居住費のみ対象）

（２）その他の料金

① 理髪・美容

２か月に一回、理容師の出張による理髪サービス（調髪のみ）をご利用

いただけます。　　１回　２，０００円

美容に関しては随時、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけ

ます。

1. 貴重品の管理

　通帳の管理、有価証券、年金証書、印鑑など

1. その他買い物サービス費用は自己負担となります。
2. 日用品の費用は自己負担となります。（おむつ代は除いたもの）

例　口腔清潔用品　 義歯洗浄剤　　　　　　 １１円／個

　　　　　　　　　　　　　　 　口腔清潔用スポンジ　　　　　　２５円／本

　　　　　　※理美容、日用品（義歯洗浄剤、口腔清潔用スポンジ）料金につきましては、

　　　　　　　価格変動に伴い料金を変更させて頂くことがありますのでご了承ください。

７．利用料、その他の費用の請求及び支払い方法

翌月１０日までに請求書をお渡しいたしますので、２０日までにお支払いください。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は下記のいずれかとなります。

|  |  |
| --- | --- |
| ア． | 窓口での現金支払 |
| イ． | 下記指定口座への振込み広島銀行　己斐支店　普通預金　１２６８５３８ |
| ウ． | 金融機関口座からの自動引き落としご利用できる金融機関：広島銀行、郵便局 |

８．入退所の手続き

（１）入所手続き

① 入所については、原則要介護３以上の方に限定されます。要介護１又は２の方については、「在宅生活が困難なことについてやむを得ない事由があり、保険者である市町村の意見を踏まえ、施設が特例入所の対象であると認める場合」に限ります。

②　お電話かご来所によりご相談ください。

申し込み用紙に必要事項をご記入いただき、提出をお願いいたします。

尚、入所手続きに併せて、住民票の変更手続きをお願いする場合があります。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供をはじめます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員に

ご相談ください。

③ 入所の日から３０日間については、以下の利用料金を初期加算としてご負担いただ

きます。

・１日あたりの利用料金目安

サービス利用料金：３１３円 サービス自己負担額：**３２円**

（２）入院の場合

① 平成２７年４月１日以後に、入院等により施設を一時退所された要介護１又は

２の方が、再度施設に入所するには、「在宅において日常生活を営むことが

困難なことについてやむを得ない事由」（特例入所）が必要となります。

②　８日間以内の入院の場合

８日間以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所する事ができます。

但し、入院期間中であっても、以下の利用料金をご負担いただきます。

（８日間の入院の場合は、入退院当日を除く６日分）

・１日あたりの利用料金目安

サービス利用料金：２，５７０円 サービス自己負担額：**２５７円**

 尚、入退院当日は通常の基本料金をご負担いただきます。

③　９日間以上３ヶ月以内の場合

３ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

但し入院時予定された退院日よりも早く退院した場合など、退院時にホーム

の受け入れ準備が整っていない場合には、他の居室などをご利用いただく場合が

あります。

1. ３ヶ月以内の退院が見込まれない場合

３ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

（３）外泊の場合

①　外泊を希望する日の７日前までにお申出ください。

②　１か月に６日間を限度として外泊する事ができます。

（外泊の初日と最終日は除く）

但し、外泊期間中であっても、以下の利用料金をご負担いただきます。

・１日あたりの利用料金目安

サービス利用料金：２，５７０円 サービス自己負担額：**２５７円**

 尚、外泊の初日と最終日は通常の基本料金をご負担いただきます。

 ③ 外泊をされる場合の送迎は行っておりません。

（４）退所の場合

①　退所を希望する日の３０日前までにお申出ください。

②　自動的に終了する場合

・利用者が他の介護保険施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に

入院した場合。

・要介護認定区分が非該当（自立・要支援）と認定された場合。

・亡くなった場合。

③　その他

・平成２７年４月１日以降に要介護３以上の方が入所した後、要介護１又は２に

変更になった場合は、原則退所となります。

但し、要介護１又は２に変更になった方については、施設が家族や担当の介護

支援専門員等から在宅生活が困難である状況を聞き取ったうえで、特例入所の

要件に該当するか否かについて、保険者である市町村に確認し、該当すると認

められる場合は、特例的に継続入所が認められます。

・病院などに入院し、明らかに３ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、

または入院後３ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合は、契約を

解除する場合があります。

尚、退院後再入所を希望される場合は、お申出ください。

　　　　　※入院期間中においても、所定の居住費（４３０円）については、ご負担いただき

ます。

④　退所に当たり、退所後生活する居宅を訪問し必要な相談援助を行った場合及び居宅

サービスに必要な情報の相談援助を行った場合には、以下の利用料金を退所時等相談

援助加算としてご負担いただきます。

利用料金の目安（１回当たり）

・退所前訪問相談援助加算

（入所中１回（又は２回）を限度に算定）

サービス利用料金：４，８０７円 サービス自己負担額：**４８１円**

・退所後訪問相談援助加算

（退所後３０日以内に訪問し相談援助を行った場合１回を限度に算定）

サービス利用料金：４，８０７円 サービス自己負担額：**４８１円**

・退所時相談援助加算

サービス利用料金：４，１８０円 サービス自己負担額：**４１８円**

・退所前連携加算

サービス利用料金：５，２２５円 サービス自己負担額：**５２３円**

９．身元引受人

　　　利用者は、契約時に利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めていただきます。

　　　当施設では、身元引受人に連絡のうえ、残置物等を引き取っていただきます。また、引き渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担いただきます。

１０．連帯保証人

　　　　連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額１００万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなった時に確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

　　　　連帯保証人からの請求があった場合には、当施設は連帯保証人の方に利用料金等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

１１．緊急時の対応方法

利用者に容体の変化があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、

ご家族の方に速やかに連絡いたします。

主治医

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関名称 | 折口医院 |
| 所在地 | 広島市中区吉島東１－４－１６ |
| 電話 | ０８２－２４１－６８３６ |
| 診療科 | 内科、呼吸器科 |

協力医院

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 医療機関名称 | 所在地 | 電話 |
| 佐久間歯科医院 | 広島市西区庚午北３－１－２ | ２７３－４１１４ |
| 斎整形外科  | 広島市西区己斐本町１－５－５ | ２７１－７７７０ |
| 総合病院福島生協病院 | 広島市西区都町４２－７ | ２９２－３１７１ |
|  |

１２．虐待防止について

　　　　事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に

周知徹底を図っていきます。

② 虐待防止のための指針を整備しています。

③　従業者に対して、虐待防止のための定期的な研修を実施します。

④　サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（家族、親族、同居人等）による虐待

　　を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告します。

⑤　虐待防止に関する担当者を選定しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 虐待防止に関する担当者 | 正宗　隆行　（生活相談員） |

１３．身体拘束について

　　　　事業者は、原則として「緊急やむを得ない」場合を除き、利用者に対し身体拘束を行いません。自傷行為等のおそれや、利用者本人又は他者の生命・心身に対して危険が及ぶ場合には、利用者やその家族に対し、十分な説明を行い同意を得たうえで、必要最低限の範囲内で行うことがあります。

また、身体拘束を行った場合は、日時や利用者の態様等について記録します。

１４．衛星管理

　　　　事業所において感染症が発生又はまん延予防のため、次に掲げる措置を講じます。

　　　　・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね３か月に１回以上開催するとともに、結果について従業者に周知徹底します。

　　　　・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修、訓練を定期的に実施します。

１５．業務継続計画の策定等について

　　　　・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

　　　　・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

　　　　・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１６．守秘義務

事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

　　この守秘義務は、本契約が終了後も継続します。

事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

事業者は、利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ利用者及び家族の同意を得るものとします。

１７．事故の対応及び損害賠償

　　　　サービスの提供に当たって、万一の事故発生に備えて事業所において、損害賠償

　　　　保険に加入します。利用者の生命・身体に損害が生じた場合、不可抗力による場

　　　　合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償いたします。但し、利用者に重大

　　　　過失がある場合にはこの限りではありません。

　　　　又、事故が発生した場合は必要な措置を講ずると共に直ちに事故検討委員会

（６名構成）を開き、事故原因及び再発防止策を検討します。

尚、内容により広島市へ報告いたします。

１８．サービスに関する苦情・相談

当事業所に対する苦情やご相談に適切に対処するため、苦情受付体制及び苦情解決方法を以下のとおりとします。

（１）苦情受付体制

苦情解決責任者　　　　　三谷　浩文（施設長）

　　　　苦情受付担当者（窓口）　正宗　隆行（相談員）

　　　　第三者委員　　　　　　　行武　禎一（社会福祉法人はばたきの里　監事）

　　　　　　　　　　　　　　　　西廣　建治（社会福祉法人はばたきの里　監事）

※社会性・客観性を確保した苦情解決を図る為、理事・職員以外の苦情受付窓口として第三者委員を任命しています。

（２）苦情解決方法

* + 1. 苦情受付

　　苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接申し出ることも出来ます。

* + 1. 苦情受付の確認・報告

　　苦情受付担当者が受け付けた苦情内容を確認・記録し、苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く。）に報告いたします。

③苦情解決のための話し合い

　　苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

　　その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

ア　第三者による苦情内容の確認

イ　第三者委員による解決案の調整、助言

ウ　話し合い

④　都道府県運営適正化委員会の紹介（国保連合会、市町村も紹介）

　　　　　　当事業所で解決できない苦情は、広島県社会福祉協議会に設置された運営適正

化委員会に申し立てることができます。

（３）行政機関その他の苦情受付機関

|  |  |
| --- | --- |
| 西区福祉課高齢介護係 | 広島市西区福島町２－２４－１０８２－２９４－６５８５ |
| 国民健康保険団体連合会 | 広島市中区東白島町１９－４９０８２－５５４－０７８２ |
| 広島県社会福祉協議会 | 広島市南区比治山本町１２－２０８２－２５４－３４１１ |

令和　　年 　　月 　　日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の内容に際し、本書面に基づき重要事項の説明を

行いました。

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム　第三いこいの園

説明者　氏名　　　正宗　隆行

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの

提供内容に同意しました。

利用者

住所

氏名

利用者家族及び代理人

住所

氏名

利用者との関係

連帯保証人

 住所

 氏名

　　　 　続柄